

報告第1号

道路の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月9日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 71,712円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年11月22日午後4時30分頃、千厩町小梨字西ノ前地内において、相手方の所有する車両が市道小梨林崎線を走行中、横断側溝部分を通過した際、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両下部を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第2号

職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年2月20日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月5日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 172,800円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年12月13日午前7時45分頃、室根町折壁字欠入田地内において、室根支所建設水道課の職員が公用車で国道284号を走行中、凍結した路面で滑り、相手方が設置していた進行方向左側のごみ集積所に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

## 専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月9日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 181,121円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年12月7日午後5時10分頃、巖美幼稚園の駐車場において、教育部教育総務課の職員が公用車を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、駐車していた相手方車両のフロント右側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント